

東京都公報

発行
東京都

目次

- 建築基準法による道路の指定……………一
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
…（環境局総務部環境政策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 告 示（選）
- 政治団体の収支報告書の要旨（平成二十八年分第七回）……………三
- 政治団体の収支報告書の要旨（平成二十九年分第五回）……………五
- 政治団体の収支報告書の要旨（平成三十年分第五回）……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨（令和元年分第二回）……………七
- 政治団体の収支報告書の要旨（令和元年分解散団体第二回）……………八
- 告 示（消）
- 昭和四十六年東京消防庁告示第四号（東京消防庁公印規程）の一部改正……………九

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

告 示

●東京都告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅 井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
令和三年一月八日
稲城市大字東長沼字四号千三百五十番の一部、同番地先並びに千三百八十九番一、同番七、千三百九十一番、千三百九十五番、千三百九十六番、千四百十八番、千四百十九番一及び千四百二十番一の各一部
延長 一六〇・八七 幅員 六・〇〇

●東京都告示第五十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 土井 弘次

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

三 道路の新設

対象事業の概略

対象事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約一・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

四 周知地域の範囲

日野市 旭が丘四丁目、西平山一丁目、西平山三丁目、西平山四丁目、西平山五丁目、東平山

二丁目、東平山三丁目の区域

八王子市 打越町、北野町、長沼町の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和三年一月二十七日から同年二月五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ 八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名

称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年二月十五日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月二十七日

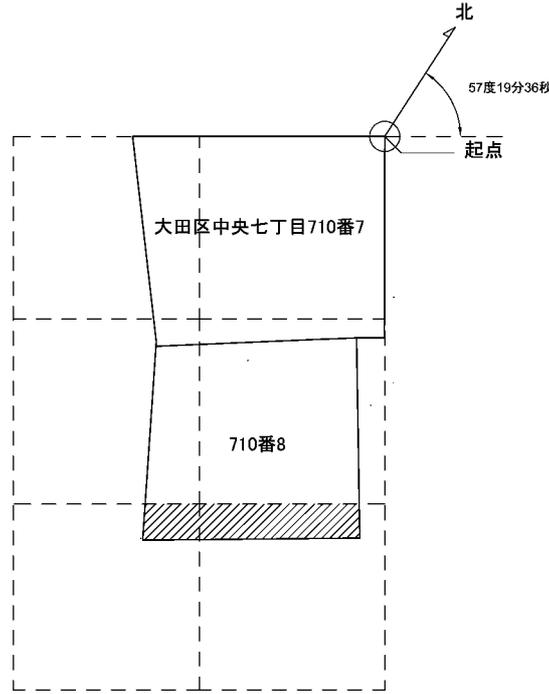
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区中央七

丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起点】
 起点は、大田区中央七丁目710番7の最北端の位置とする。

【凡例】
 - - : 単位区画
 — : 筆境界
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(57度19分36秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(平成28年分第7回)

政治団体の名称 風間ゆたか後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 風間 雅

資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 令和 2年10月20日

1 収入総額 1,637,057 円

前年繰越額 1,637,057

本年収入額 0

2 支出総額 0

(翌年への繰越額) 1,637,057

●東京都選挙管理委員会告示第七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(平成29年分第5回)

政治団体の名称 風間ゆたか後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 風間 稔

資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 令和 2年10月20日

1 収入総額 1,637,057 円

前年繰越額 1,637,057

本年収入額 0

2 支出総額 0

(翌年への繰越額) 1,637,057

●東京都選挙管理委員会告示第八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）。以下

「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十七日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成30年分第5回)</p> <p>政治団体の名称 風間ゆたか後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 風間 雅 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 令和 2年10月20日</p> <p>1 収入総額 円 1,637,057 前年繰越額 1,637,057 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 1,637,057</p> <p>政治団体の名称 日本共産党金子けんたろう後援会 報告年月日 令和 2年12月21日</p> <p>1 収入総額 円 0 2 支出総額 0</p>			
--	--	--	--

●東京都選挙管理委員会告示第九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十七日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の名称 (令和 元年分第2回) 自由民主党東京都中野区第十一支部</p> <p>報告年月日 令和 2年12月17日</p> <p>1 収入総額 350,000 円 前年繰越額 0 本年収入額 350,000 2 支出総額 205,671 (翌年への繰越額) 144,329</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 340,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 340,000</p> <p>個人からの寄附 330,000</p> <p>法人その他の団体からの寄附 10,000</p> <p>本邦又は支部から供与された交付金に係る収入 10,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 10,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 7,552</p> <p>事務経費 7,552</p> <p>政治活動費 198,119</p> <p>組織活動費 131,159</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 66,960</p> <p>宣伝事業費 66,960</p>	<p>政治団体の名称 風間ゆたか後援会 風間 稜</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 令和 2年10月20日</p> <p>1 収入総額 1,637,057 円 前年繰越額 1,637,057 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 1,637,057</p> <p>政治団体の名称 墨田の福祉を良くする会 青柳 吉幸</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 令和 2年12月28日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 清水ひとえと未来へ向かう会 報告年月日 令和 2年12月28日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>
<p>政治団体の名称 日本共産党金子けんたろう後援会 報告年月日 令和 2年12月21日</p>	<p>政治団体の名称 風間ゆたか後援会 風間 稜</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 令和 2年10月20日</p> <p>1 収入総額 1,637,057 円 前年繰越額 1,637,057 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 1,637,057</p> <p>政治団体の名称 墨田の福祉を良くする会 青柳 吉幸</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 令和 2年12月28日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 清水ひとえと未来へ向かう会 報告年月日 令和 2年12月28日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>

●東京都選挙管理委員会告示第十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

「法」という。(第十七条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十條第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十七日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (令和 元年分第2回)</p> <p>令和 元年中に解散した政治団体</p> <p>政治団体の名称 自由民主党東京都中央区第三十支部</p> <p>報告年月日 令和 2年 3月16日 (令和 元年12月31日 解散)</p>	
1 収入総額	134,000 円
前年繰越額	113,200
本年収入額	20,800
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	134,000
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	20,800 (68人)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 伊勢丹新宿本店
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか
- 五 変更前の開店時刻 午前十時
- 六 変更後の開店時刻 午前十時。ただし、年間百五十日に限り午前九時に限り
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間百五十日に限り午前九時三十分から午後九時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間百五十日に限り午前八時三十分から午後九時三十分まで

九 変更日 令和二年十二月三十一日

十 届出日 令和二年十二月二十四日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和三年一月二十七日から同年五月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

